

暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくり促進事業費補助金実施要領

第1 趣旨

この要領は、暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくり促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」をいう。）第14条の規定に基づき、事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 事業実施基準

対象事業は次に掲げるすべての条件を満たすことを要するものとする。

- (1) 実際に地域課題の解決に向けた活動に着手できること
- (2) 将来を含め、市町の支援体制が整っていること
- (3) 事業活動範囲に含まれる中山間地域の課題の解決を地域住民が主体となって図る取組であること。
- (4) 宗教活動、政治活動でないこと。
- (5) 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。
- (6) 助成対象経費について県の他の助成金等の交付を受けない事業であること。

第3 事業実施主体

取組支援事業の事業実施主体のうち市町長が同等と認める団体等には、複数集落で構成する住民団体及び集落を含むこと。この場合の集落とは、小さな拠点づくりを推進していく上で、主体的な役割を担う集落であること。

- 2 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は対象としないこと。

第4 事業の実施手続き

本事業の実施手続きは次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、要綱第5条第2項に係る申請書（以下「申請書」という）（要綱様式第1号）を作成し、当該事業実施地を管轄する市町長に提出する。
- (2) 市町長は、(1)により提出された申請書を適当と認めるときは、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第5条に係る申請書（規則様式第1号）を作成し、申請書とともに各総合事務所長（東部地域にあっては東部地域振興事務所長、日野地域にあっては西部総合事務所日野振興センター所長とする。以下「所長等」という。）に提出する。
- (3) 所長等は、申請の内容が適当と認めるときは、市町に交付決定通知（要綱様式第2号）を行う。

第5 事業実施後の状況報告

担い手育成支援事業を実施する場合にあっては、要綱第13条第2項の事業実施後の状況報告は、次のとおり実施するものとする。

- (1) 事業実施主体は、事業計画書に記載した事業の目的等の実施状況を事業実施の状況報告（以下「実施状況報告」という。）により、市町担当課を通じて所長等（市町が事業実施主体の場合は所長等）に報告するものとする。
- (2) 実施状況報告は、別紙様式により事業完了した日から翌年度の6月末までの状況（複数年度にわたり実施する場合は前年度の状況）を翌年度の7月末までに提出するものとする。
- (3) 所長等は、実施状況報告等に基づき、市町等と連携し、事業実施主体に対して必要に応じて助言等を行うとともに、各地域での取組の推進を図るため、補助事業を活用した取組事例として周知・紹介等を行うものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。